

はじめに

本事件は、「2015年知的財産権司法保護に係る10大判例」から選出したものである。本事件は社会的に広く注目され、社会に非常に大きな影響を及ぼした。本事件の判決は、文学著作物の「実質的類似性」に係る判断方法及び判断基準を十分に説明し、文学著作物におけるプロットの選択、構成、プロットの進め方等について、如何に「思想」や「表現」として区別するかということに対して、指導的な意義を有した。

I 事件の概況

1. 基本情報

一審原告(二審被上訴人): 陳喆(ペンネーム 瓊瑤)

一審被告1(二審上訴人): 余征(ペンネーム 于正)

一審被告2(二審上訴人): 湖南經視文化伝播有限公司

一審被告3(二審上訴人): 東陽歆娛映視文化有限公司

一審被告4(二審上訴人): 万達映視伝媒有限公司

一審被告5(二審上訴人): 東陽星瑞映視文化伝媒有限公司

判決の情報

一審 北京市第三中等裁判所(2014)三中民初字第7916号民事判決書

二審 北京市高等裁判所(2015)高民(知)終字第1039号民事判決書

2. 事件の経緯

陳喆はペンネームを瓊瑤といい、1992年10月に脚本「梅花烙」の創作を完成させたが、紙媒体での公開発表はしなかった。怡人伝播有限公司が脚本「梅花烙」に基づいて撮影を完成させた全21話のテレビドラマ「梅花烙」は、1993年10月13日から台湾地区で、1994年4月13日から中国(湖南テレビ第一局)でテレビ放送された。テレビドラマのストーリーは、脚本とほぼ一致していた。また、脚本「梅花烙」に基づいて改編された小説「梅花烙」は、1993年6月30日にその創作が完成し、1993年9月15日から台湾地区で公開発行され、同

年中に中国でも公開発表され、その主なプロットは、脚本「梅花烙」と基本的に一致していた。小説「梅花烙」の著作者の署名は陳喆であった。余征は、脚本「宮鎖連城(全20話)」(別名「鳳還巢之連城」)に明記された作者で、その創作の完成日時は2012年7月17日で、初めての発表日時は2014年4月8日であった。また、テレビドラマ「宮鎖連城」は、脚本「宮鎖連城」に基づいて撮影されたもので、その完成作品には、インターネット放送用のノーカット版(全44話)とテレビ放送版(全63話)があり、テレビ放送版は2014年4月8日から湖南衛星テレビで放送された。脚本「宮鎖連城」は、脚本「梅花烙」に比べて、その人物関係がより複雑であり、ストーリーが込み入っていた。陳喆は著作権侵害を主張し、余征及び湖南經視文化伝播有限公司、東陽歆娛映視文化有限公司、万達映視伝媒有限公司、東陽星瑞映視文化伝媒有限公司を被告にして裁判所に訴訟を提起した。陳喆が主張した侵害に当たる内容は、主に脚本「宮鎖連城」の前半部分に集中されていた。北京市第三中等裁判所は、「余征等が、著作物に対して陳喆が有する翻案権及び撮影製作権を侵害している。」と判示して、テレビドラマ「宮鎖連城」の各制作者に対して、当該テレビドラマの複製、発行と伝達行為の即時差止めをすること、脚本者余征に対して、SINAサイト、SOHUサイト、楽視サイト、鳳凰サイトの顕著な位置に謝罪声明を掲載して、陳喆に公開謝罪し、影響を解消すること、及び余征と各制作者に対して、連帯して陳喆の経済的損失と訴訟上の合理的支出計500万元を賠償することを命じる判決を言い渡した。その後、余征等が一審判決を不服として上訴したが、北京市高等裁判所は、一審判決を維持する判決を言い渡した。

II 本事件の争点に関する判定

本事件は、陳喆が主張した人物関係、関連プロットは「著作権法」による保護を受けられるか否か、被疑侵害著作物は係争著作物と実質的類似であるか否かという争点に及んでいた。

これらの争点に対する一審裁判所と二審裁判所の観点は基本的に一致していたので、ここに二審裁判所の観点のみ紹介する。

【二審裁判所】

脚本と小説はいずれも文学著作物に該当し、文学著作物における思想と表現とを区別することは複雑